

令和元年度 個人町県民税について

税額の計算

個人町県民税は均等割額と所得割額の合計額です。

均等割

均等割の税額は、所得の多少に関わらず一定の金額となります。

・町民税 3,500円 ・県民税 2,200円

所得割

所得割の税額は、前年の1月1日から12月31日までの所得金額（収入－必要経費）をもとに計算されます。

課税所得金額（所得金額－所得控除額）×税率10%（町民税6%+県民税4%）－税額控除額＝税額



町県民税が課税されない人

①均等割・所得割とも課税されない人（全部非課税）

- ・生活保護法による生活扶助を受けている人
- ・障がい者、未成年者（既婚者を除く）、寡婦寡夫で 前年の合計所得金額が125万円以下（給与収入の場合204万4千円未満）の人

②均等割が非課税の人

- ・扶養がない場合
前年中の合計所得金額が28万円以下の人（給与収入の場合、年収93万円以下）
- ・扶養がいる場合
前年中の合計所得金額が28万円×（本人+配偶者+扶養親族数）+17万円以下の人
※分離譲渡所得の場合、特別控除前の金額で計算します。

③所得割が非課税の人

- ・扶養がない場合
前年中の総所得金額等が35万円以下の人（給与収入の場合、年収100万円以下）
- ・扶養がいる場合
前年中の合計所得金額が35万円×（本人+配偶者+扶養親族数）+32万円以下の人

【Q & A】

Q1. 今年はずいていないのに、なぜ町県民税がかかるのですか。

A1. 前年中（1～12月）の所得に対して課税されるためです。

Q2. 現在は上三川町に住んでいないのに、なぜ上三川町に町県民税を納めるのですか。

A2. 平成31年1月1日（賦課期日）現在で住所のある人に対して課税されます。新しい住所地では課税されません。

Q3. 2月に亡くなったのですが、なぜ町県民税がかかるのですか。

A3. 平成31年1月1日（賦課期日）現在で住所のある人に対して課税されます。年の途中で死亡された方でも納税義務は消滅せず、その年度の町県民税は相続人に納付していただく必要があります。

▶ 問い合わせ先＝税務課 住民税係 ☎(56)9122

令和元年度住民税から配偶者控除及び配偶者特別控除が改正になります。

《改正時期》平成30年以降の所得が対象であり、令和元年度の個人住民税課税分から適用されます。

- 《改正内容》
1. 配偶者特別控除における配偶者の合計所得金額の拡大
 配偶者の給与収入が141万円未満（合計所得金額76万円未満）から、201万6千円未満（合計所得金額123万円以下）に拡大されます。
 2. 配偶者控除・配偶者特別控除における納税義務者（扶養する人）の所得制限
 納税義務者（扶養する人）の給与収入が1,120万円（合計所得金額900万円）を超えたときから配偶者控除・配偶者特別控除の控除額が段階的に減少し、給与収入が1,220万円（合計所得金額1,000万円）を超えると控除対象外となります。

改正後（令和元年度以降）の配偶者控除および配偶者特別控除額表 町県民税

	配偶者の合計所得金額		【参考】 配偶者が給与収入のみの場合対応する収入金額	納税義務者（扶養する人）の合計所得金額 （給与収入のみの場合の対応する給与収入金額）			
				900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
配偶者控除	38万円以下	配偶者が70歳未満	1,030,000円以下	33万円	22万円	11万円	対象外
		配偶者が70歳以上	1,030,000円以下	38万円	26万円	13万円	対象外
配偶者特別控除	38万円超 90万円以下	1,030,000円超 1,550,000円以下	33万円	22万円	11万円	対象外	
		90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円		
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円			
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円			
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円			
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円			
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円			
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円			
	123万円超	2,015,999円超	対象外				

▶問い合わせ先＝税務課 住民税係 ☎(56)9122